

平成21年度関東倶楽部対抗東京ブロック予選競技 組合わせおよびスタート時間表

(参加者 14倶楽部・112名)

期日：平成21年5月18日(月)

場所：小金井カントリー倶楽部

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

Aクラス

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	田中 康文	青梅	藤田 富雄	相武	星野 正治	武蔵野	松尾 俊介	東京よみうり
2	8:09	鳥山 良雄	立川国際	田村 昌三	府中	矢頭 恒友	小金井	久田 寿男	東京五日市
3	8:18	横手 鐵男	東京国際	竹山 弘	赤羽	佐藤 満男	多摩	佐藤 正信	GMG八王子
4	8:27	大久保 蕃	桜ヶ丘	安藤 謙治	八王子	小町 章	青梅	青木 茂	武蔵野
5	8:36	兼田 克彦	立川国際	塩田 義勝	小金井	大里 俊博	東京国際	原田 光則	多摩
6	8:45	関口 宏	桜ヶ丘	坂本 正美	相武	直井 繁治	東京よみうり	松野 眞三	府中
7	8:54	来住野 秀夫	東京五日市	野中 征夫	赤羽	杉浦 勝	GMG八王子	橋本 圭司	八王子
8	9:03	戸高 明人	青梅	石川 弘人	東京よみうり	中野 喜一郎	小金井	松田 輝男	赤羽
9	9:12	今吉 隆之	桜ヶ丘	小林 宗一	相武	櫻井 俊一郎	立川国際	富澤 良二	東京五日市
10	9:21	指田 博	多摩	高澤 公司	八王子	荻島 富雄	武蔵野	土志田 誠治	府中
11	9:30	福島 隆	東京国際	石黒 豊康	GMG八王子	小山 敏男	青梅	山本 順平	立川国際
12	9:39	柏田 諄	東京国際	松原 功	桜ヶ丘	金本 浩明	相武	鈴木 正治	府中
13	9:48	水島 節雄	赤羽	佐々木 章	八王子	馬場 康次	武蔵野	渡邊 太郎	小金井
14	9:57	大久保 修男	多摩	松岡 和歳	東京よみうり	有留 義武	東京五日市	杉田 努	GMG八王子

10番よりスタート

Bクラス

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	清水 正一	青梅	小林 慶一	府中	久富 隆生	多摩	工藤 薫	相武
2	8:09	丹羽 基広	小金井	棚橋 昭彦	GMG八王子	高橋 克己	武蔵野	久田 謙	東京五日市
3	8:18	鷲野 憲治	桜ヶ丘	東 幸司	東京よみうり	有泉 靖	東京国際	島村 敏	八王子
4	8:27	久保田 俊昭	立川国際	柏原 薫	赤羽	野崎 寿之	青梅	阿部 信夫	小金井
5	8:36	加瀬 博功	桜ヶ丘	平 勝	相武	和田 雅英	東京五日市	清水 雅英	八王子
6	8:45	渡辺 能邦	武蔵野	黒田 隆雅	東京国際	松本 順二	東京よみうり	中村 智春	赤羽
7	8:54	伊藤 泰介	立川国際	元木 努	多摩	小林 正剛	府中	塚本 正人	GMG八王子
8	9:03	竹花 英文	青梅	澤田 信弘	東京五日市	平 智	相武	矢部 嘉一	東京国際
9	9:12	内田 圭信	武蔵野	船崎 重行	赤羽	鈴木 良一	東京よみうり	師玉 勉	多摩
10	9:21	平山 康則	立川国際	東 修一	GMG八王子	赤羽 国治	府中	寺澤 敬雄	桜ヶ丘
11	9:30	岡田 和樹	小金井	井上 和仁	八王子	山中 秀一	青梅	永井 英輔	東京国際
12	9:39	堺 政一朗	相武	阿部 達生	赤羽	細野 敏彦	武蔵野	比留間 武治	多摩
13	9:48	箕輪 進	東京よみうり	森田 聡史	GMG八王子	江本 浩	立川国際	内藤 正幸	桜ヶ丘
14	9:57	西田 利一	府中	津村 信彦	八王子	蛭田 信宏	小金井	和田 博	東京五日市

競技委員長 豊泉 幸夫

平成 21 年度 関東倶楽部対抗東京ブロック予選競技

開催日 :平成 21 年 5 月 18 日(月)

開催コース :小金井カントリー倶楽部

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 使用球の規格
『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 (c)1b』を適用する(ゴルフ規則 185 ページ参照)。
4. 使用クラブの規格
『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 (c)1a』を適用する(ゴルフ規則 183 ページ参照)。
5. スタート時間
『ゴルフ規則付 (c)2』を適用する(ゴルフ規則 186 ページ参照)。
6. ホールとホールの間での練習禁止
『ゴルフ規則付 (c)6b』を適用する(ゴルフ規則 189 ページ参照)。
7. プレーの中断と再開
 - (1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置すること。
 - (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は**競技失格**とする。この条件の違反の罰は**競技失格** (ゴルフ規則 6-8b 注)
 - (3) プレーの中断と再開の合図について
通常のプレー中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。
険悪な気象状況による即時中断 : 1回の長いサイレンを鳴らして通報する。
プレーの再開 : 1回の長いサイレンを鳴らして通報する。
8. 移 動
正規のラウンド中の移動について『ゴルフ規則付 (c)9 移動』を適用する
(ゴルフ規則 191 ページ参照)。
9. キャディー
正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 (c)3』を適用する(ゴルフ規則 187 ページ参照)。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 排水溝は動かさない障害物とする。
5. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
6. クローズド(Closed)の表示のある予備グリーンはプレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球があったりスタンスがかかる場合、競技者は、ゴルフ規則 25-1b()の救済を受けなければならない。**このローカルルールの違反の罰は、2打。**
7. 樹木の巻物施設はコースと不可分の部分とする。
8. 3番ホールにおいて、球がグリーン左のラテラル・ウォーターハザードに入って止まるか、その中で紛失した場合、競技者は次のいずれかの処置を取ることができる。
 - (1)ゴルフ規則26-1に基づく処置。
 - (2)追加の選択として、1打の罰を加えラテラル・ウォーターハザードの限界を最後に横切った地点の直近の指定ドロップ区域(DZ)に球をドロップすることができる。
9. 16番ホールにおいて、球が高圧送電線に当たった場合は、そのストロークを取り消し、罰なしに再プレーしなければならない(ゴルフ規則20-5)。その球をすぐに取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。**このローカルルールの違反の罰は、2打。**
10. 2番と5番ホール間の白線と青杭で表示された祠(ほこら)はプレー禁止の修理地とする。球がその区域内にいたり、スタンスや意図するスイングの区域の妨げになる場合、競技者はゴルフ規則 25-1B()の救済を受けなければならない。**このローカルルールの違反の罰は、2打。**

注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は1倶楽部8箱を限度とする。ウッド1番(ドライバー)は使用禁止とする。
3. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

競技委員長 豊泉 幸夫